第百三十九条の十第二項第二号中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削り、同号イ中「（外国税額の控除）」を削り、同号ロ中「若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第四項に規定する」を「、第七項若しくは第十三項（同項の規定を同条第十八項において準用する場合を含むものとし、」に改め、「（ロにおいて「中小企業者等」という。）」を削り、「、第四十二条の九第一項若しくは第二項」を「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第一項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に、「、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項」を「（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改める。

第百四十条の見出しを「（基準日等にしたものとされない剰余金の配当又は利益の配当）」に改め、同条中「基準日」を「基準日等」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改める。

第百四十条の二第二項中「直前に」を「前に最後に」に、「支払う」を「する」に、「支払われた剰余金配当等の支払に係る基準日」を「された剰余金配当等の基準日等（第二十二条第二項第二号（関連法人株式等の範囲）に規定する基準日等をいう。以下この項において同じ。）」に、「判定対象配当等の支払に係る基準日」を「判定対象配当等の基準日等」に、「支払われる」を「される」に、「その支払に係る基準日」を「当該判定対象配当等の基準日等」に改め、同条第四項第六号中「連結法人への他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）」を「通算法人への他の通算法人」に、「当該他の連結法人」を「当該他の通算法人」に改め、同条第五項中「連結法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改める。

第百四十条の三を削る。

第百四十一条の三第八項中「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十一条の四第一項中「に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入」を「の償還差損益」に改め、同条第四項中「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加える。

第百四十一条の八第四項中「まで」の下に「又は第十七項」を、「控除」の下に「（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十二条第一項中「第六十九条まで及び第七十条」を「第七十条まで」に改め、「及び所得税額の控除」を削り、「第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を「第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」に、「並びに第六十三条第一項」を「、第六十三条第一項」に、「）の規定」を「）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」に改め、「の法人税の額」の下に「から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額」を加え、同条第二項中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「、第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、「特例）並びに」を「特例）、」に改め、同条第三項中「、第五十八条」を削り、「第五十九条の二並びに」を「第五十九条の二、」に改める。

第百四十二条の二第二項第一号中「及び第四項」及び「納付事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度に連結事業年度に該当するものがある場合には、当該各連結事業年度を含む。」を削り、同条第四項中「、第三号、第四号及び第六号」を「及び第三号」に、「第二十四号」を「第二十六号」に、「第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を「第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）」に、「第八項及び第十項」を「第七項及び第九項」に、「第七項及び第九項」を「第六項及び第八項」に改め、「（納付事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度の第百五十五条の二十七第四項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する調整個別所得金額を含む。）」を削り、同条第八項第一号中「第八項」を「第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第七項」を「第六項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同項第四号中「第九項」を「第八項」に改める。

第百四十二条の三を削る。

第百四十四条の見出しを「（繰越控除限度額）」に改め、同条第一項中「第八項」を「第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項において同じ。）の前三年内事業年度のうちいずれかの事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、当該終了の日に終了する事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額をその納付することとなつた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合には、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度以前の各事業年度の国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

第百四十四条第六項第一号中「地方法人税の控除限度額」の下に「（地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額をいう。次号、次項及び次条第四項において同じ。）」を加え、同条第八項を削る。

第百四十五条の見出しを「（繰越控除対象外国法人税額）」に改め、同条第一項中「（第五項において「前三年内事業年度」という。）」を削り、同条第二項中「」とあるのは、「控除限度超過額」を「は」とあるのは「第七項に規定する控除限度超過額は」と、「国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額に」とあるのは「控除限度超過額に」に改め、同条第四項中「道府県民税からの外国法人税額」及び「市町村民税からの外国法人税額」を「外国の法人税等の額」に改め、「第百四十二条の三（地方法人税控除限度額）に規定する」を削り、同条第五項を削る。

第百四十六条第一項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、「又は各連結事業年度」及び「当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が」を削り、「の連結事業年度」を「の事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該被合併法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度」に、「個別控除対象外国法人税の額を」を「控除対象外国法人税の額を」に、「連結事業年度の連結所得の金額」を「事業年度の所得の金額」に、「当該連結事業年度以前の各連結事業年度又は」を「当該事業年度終了の日に終了する当該被合併法人の事業年度以前の」に改め、「（当該合併前三年内事業年度において法第八十一条の十五第四項（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用があつた場合には、同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき個別控除対象外国法人税の額に相当する部分の金額を含む。）」及び「及び連結控除限度個別帰属額（法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）（当該被合併法人の合併前三年内事業年度において法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定による控除をされるべき個別控除対象外国法人税の額に相当する部分の金額（当該合併前三年内事業年度において法第六十九条第九項の規定の適用があつた場合には、同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき控除対象外国法人税の額に相当する部分の金額を含む。）を除く。）」を削り、同条第二項中「第六十九条第九項」を「第六十九条第十項」に改め、「又